いう。以下同じ。）の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款（再エネ特措法第18条第１項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款をいう。以下同じ。）に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備（再エネ特措法第２条第５項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第７号）附則第２条に規定するみなし認定事業者をいう。以下同じ。）の求めに応じて、一般送配電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（再エネ特措法第２条第３項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものを除く。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

営業費用

電気事業営業費用

［略］

他社購入電力料

他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第１項の規定により一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

再エネ特措法納付金　特定需要・一般需要外部門

事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

(2)　［略］

営業収益

電気事業営業収益

［略］

事業者間精算収益　料金収入比

再エネ特措法交付金（インバランスリスク料相当額であって、認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものに限る。）　発受電量比

［略］

営業費用

電気事業営業費用

［略］

他社購入電力料

他社購入電源費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第28条第１項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

再エネ特措法納付金　特定需要・一般需要外部門

［新設］

［略］

(2)　［略］

営業収益

電気事業営業収益

［略］

事業者間精算収益　料金収入比

［新設］